

小林市

重層的支援体制整備事業実施計画

地域・制度・社会から
だれもとりこぼさない
みんなをすくい上げることをめざして

Scoop up (スコップ) 事業



目次

1 重層的支援体制整備事業に取り組む背景と理念・目的	
(1) 背景	P 2
(2) 理念・目的	P 3
(3) 計画の位置づけ	P 3
(4) 計画の進行管理	P 4
2 重層的支援体制整備事業において実施する事業	P 5
小林市の事業イメージ図	P 6
3 重層的支援体制整備事業の実施の方向性	
①包括的相談支援事業	P 7 ~
支援フロー	
実施体制（対象事業）	P10 ~
②多機関協働事業	P11 ~
③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	P14 ~
④参加支援事業	P16 ~
⑤地域づくりに向けた支援事業	P18 ~
実施体制（対象事業）	P19
4 重層的支援体制整備事業における会議の役割	P20
(1) 重層的支援代表者会議	
(2) 重層的支援定例会議	
(3) 重層的支援個別会議	
(4) 支援会議	
5 資料編	P21 ~
※ 1 重層的支援体制整備事業の3つの支援の関係性	
※ 2 小林市における総合相談体制と包括的相談支援事業者	

1. 重層的支援体制整備事業に取り組む背景と理念・目的

(1) 背景

近年、少子高齢化や人口減少が進展し、核家族化や地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、社会構造の変化とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

このような中、個人や世帯が抱える生きづらさや課題は、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、犯罪などの生活上の諸問題となって顕在化してきています。

特に一人暮らしの高齢者の増加や高齢者の孤独死、就職氷河期世代の就職困難などに起因するひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉課題は複雑化、深刻化しており、ダブルケアやいわゆる8050問題などの複合的な課題は、これまでの公的サービスでは十分な対応が難しくなっています。そのため、従来の分野ごとの対応だけではなく、それらのサービスの隙間、制度の狭間を埋める取組が必要となっていました。

本市においても、持続可能な地域福祉を推進するために、福祉サービス等の提供体制確保のほか、地域課題、生活課題に対する行政のさらなる対応力向上や関係機関等との連携、協働の強化、地域活動に対する住民の積極的な参加促進とその支援など求められるようになってきました。

そこで、平成30年度からは、厚生労働省のモデル事業「地域力強化推進事業」を実施し、相談支援包括化推進員の配置により、住民に身近な圏域で地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を進めてきました。

さらに、令和元年度からは「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に取り組み、包括的な支援体制の仕組みを定着させ、さまざまな視点から解決策を検討し、途切れないと支援ができるよう、新たな社会資源創出のための取組や複合的な課題を抱える世帯のケース検討会などを実施しました。

これまでの取組や近年の社会情勢、地域の福祉ニーズや法改正の内容等を踏まえ、「ともにつながり支え合い 安心して笑顔で暮らせる 福祉のまちづくり」を基本理念として令和4年3月に策定した「第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、国が令和3年度に創設した「重層的支援体制整備事業」を本市においても令和4年度に移行準備を行い、令和5年度から実施しているところです。

今後も、継続して重層的支援体制整備事業を実施することにより、相談支援体制をさらに強化し、多職種連携や人と人、人と地域がつながり合うフォーマル、インフォーマルな社会資源を活かした地域づくりができるような本市の実情にあった包括的支援体制の構築を目指していきます。

（2）理念・目的

本事業は、「制度・分野の枠や、『支える側』『支えられる側』という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包括的なコミュニティをともに創る」という地域共生社会の実現を目指します。

本事業の実施に当たっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや関係性づくりを行うこと

また、本事業は、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

事業実施に際しては、重要となる地域住民や支援関係機関等との連携強化を図り、意識醸成及び参画を図ることも推進します。

そして、福祉分野のみならず、他の政策領域において、親和性の高い理念を掲げて進められている施策との連携を図る方策・工夫を講じます。

（3）計画の位置づけ

本実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づいて策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

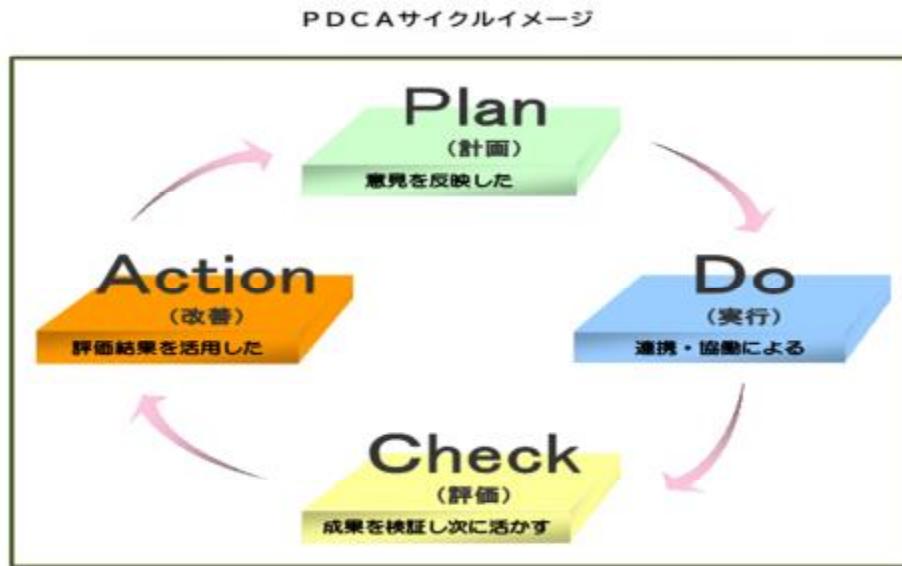
また、地域福祉計画及び分野別の計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの未来応援推進計画その他関連する個別計画との整合を図ります。

(4) 計画の進行管理

計画の進行は、定例及び隨時に開催する会議において、進捗状況や方向性を確認し、必要に応じて見直しを図り、必要な措置を講じていきます。

また、分析・評価も行いながら、課題等がある場合には対応を検討します。

評価については、課題や方針、地域福祉課題検証など、地域の実情を踏まえながら総合的に行います。下表のP D C Aサイクルに基づいて取組を推進していきます。



2. 重層的支援体制整備事業において実施する事業

小林市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、地域住民が抱える複雑化、複合化した「狭間のニーズ」への対応を行っていくための包括的な支援体制の整備に取り組んでいきます。

その手段として、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援（※1）を一体的に実施するため、①包括的相談支援事業 ②多機関協働事業 ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ④参加支援事業 ⑤地域づくり事業 を行っていきます。

※1 「3つの支援」については、[5資料編 参照](#)

※ 小林市重層的支援体制整備事業イメージ図 次頁（P6）参照

重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和4年度から移行準備事業として進めてきた

- ②多機関協働事業
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ④参加支援事業

に加えて、令和5年度からは、①包括的相談支援事業 と⑤地域づくり事業 に新たに取り組んでいます。

事業の実施に際しては、既にある地域のつながりや支え合う関係性を十分理解しながら、地域住民の主体性を最も尊重し、関わる住民の意見を聴き、必要な範囲で活動を支援するというボトムアップの視点を重視していきます。

なお、本市の実施体制は、地域が抱える課題や地域における社会資源、市や各支援関係機関の状況に合わせ、設置形態の類型は、「基本型事業・拠点」（※2）で進めていきます。

※2 「基本型事業・拠点」については、[5資料編 参照](#)

小林市重層的支援体制整備事業イメージ図

1 属性を問わない相談支援

①包括的相談支援事業

相 談 者

困りごとを包括的に受け止める。

課題解決に向けた支援を行う。

相
談
機
関

包括的相談支援事業所

- ・地域包括支援センター
- ・基幹相談支援センター
- ・子ども家庭センター
- ・生活自立相談支援センター

必要な連携

支
援
機
関
機
構
團

- ・各市町介護支援事業所・会計事務所
- ・中作地区つながりのまち連携
- ・吉川町支援センター
- ・小林市社会福祉協議会

複雑化、複合化した事例 (=困難事例) (は②多機関協働事業で協議)

②多機関協働事業

困 難 事 例

複数の分野にまたがる複数の問題が複数の分野にまたがることによる丁寧な働きかけをするなど、在的対象者とのネットワークづくりを実施。

包括的な支援体制の構築
支
援
機
関
機
構
團

支援機関間の調整係 相談支援包括化推進員

- ・課題の解きほぐし
- ・関係機関間の役割分担
- ・重層的支援会議開催
- ・支援プラン作成

③アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

伴走型支援

信頼関係を構築し、つながりを創ることに力点を置く。潜在的な対象者を見つけるため、家庭訪問などによる丁寧な働きかけをするなど、支援関係機関と潜在的対象者とのネットワークづくりを実施。

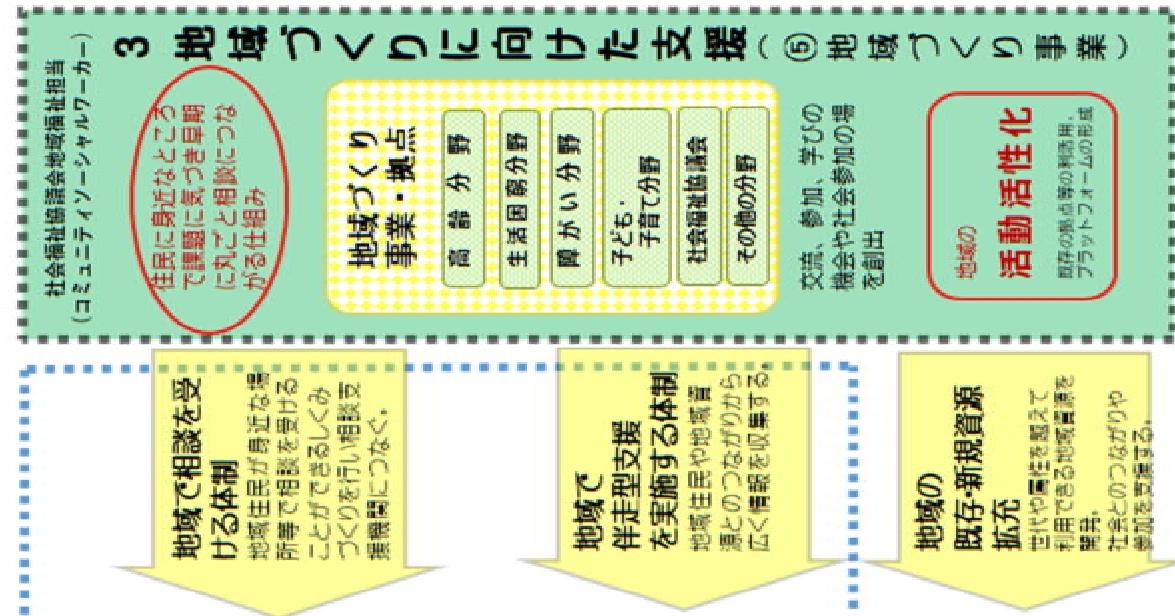
2 参加支援事業 (④参加支援事業)

つながる支援

既存の事実で対応できなかった状況の扶助ニーズなど

地域の既存・新規資源 活用

世代や属性を越えて利用できる地域資源を活用。社会とのつながりや参加を実現する。



3. 重層的支援体制整備事業の実施の方向性

①包括的相談支援事業

(1) 事業概要

包括的相談支援事業とは、地域住民から寄せられた相談に対して、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず受け止め、課題の整理や他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、複雑化・複合化した相談を、必要に応じて多機関協働事業につないでいく事業です。

(2) 具体的な取組

具体的な支援フローは以下のとおりです。

(i) 包括的相談の受け止め

包括的相談支援事業者においては、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、当該包括的相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における各支援関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な支援関係機関へつなぎます。

(ii) 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働事業へのつなぎ（支援依頼）

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、課題の全体像を俯瞰した上で、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例や、アウトリーチ等事業や参加支援事業の対象になることが想定される事例については、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に支援を依頼します。

また、包括的相談支援事業者から多機関協働事業者に相談者をつなぐ際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につなぐよう配慮する必要があります。加えて、本人に不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

なお、多機関協働事業者が本人のアセスメントを行うために必要な情報は、基本的には、包括的相談支援事業者を含めた支援関係機関が収集しますが、多機関協働事業者が直接情報収集した方が望ましい場合は、多機関協働事業者が支援関係機関と調整のうえ行います。

イ 重層的支援個別会議への参加

重層的支援個別会議には、原則として本人を多機関協働事業につないだ包括的相談支援事業者も参加します。

また、重層的支援個別会議で検討した結果、多機関協働事業者に事例を紹介した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合は、多機関協働事業者からの事例対応における助言や支援関係機関等の連携体制を活用しながら、当該包括的相談支援事業者において当該事例への対応を行います。

ウ 多機関協働事業による継続的支援が行われている際の包括的な相談支援事業との連携

支援関係機関からの紹介により多機関協働事業につながった事例のうち、課題の解きほぐしや支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合もあります。

この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携を図り、支援に関わることが求められます。

なお、多機関協働事業者からの依頼に応じて、原則として本人同意を取得した上で、本人やその世帯に関わる情報を収集し、共有していきます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の対応

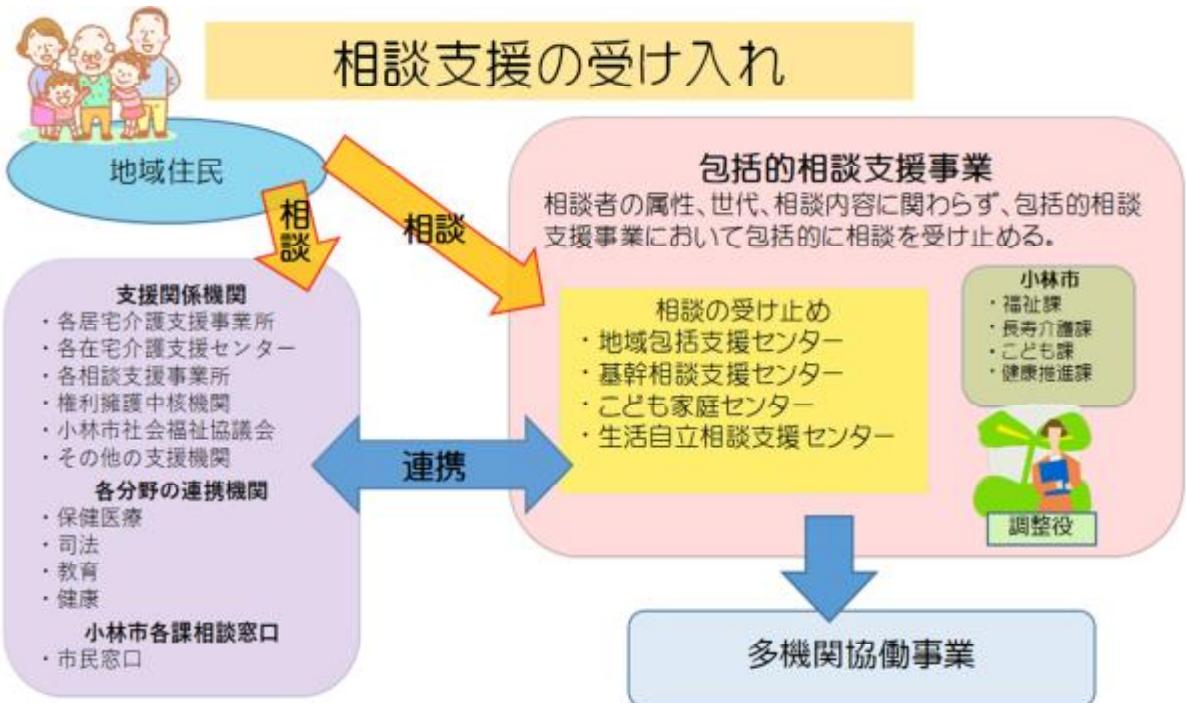
多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐことになります。事例によっては、包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から地域の支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要です。

また、多機関協働事業のプラン内容の適切性の検討や支援決定は、重層的支援定例会議で行われることから、原則として包括的相談支援事業者も重層的支援定例会議の構成員となり、参加することが求められます。

複雑化・複合化した事例

- ・支援関係機関の役割分担を整理する必要がある事例
- ・アウトリーチ等を通じた継続的事業の対象と想定される事例
- ・参加支援事業の対象と想定される事例

※P 7～8 の会議説明は、P20「重層的支援体制整備事業における会議」表を参照



包括的相談支援事業

○ 包括的な相談の受け止め

- ・包括的相談支援事業は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止める。
- ・当該相談支援事業のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

○ 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

➢ 多機関協働へのつなぎ

複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例などは、多機関協働事業に支援を依頼。

➢ 重層的支援個別会議への参加

多機関協働事業で開催する重層的支援個別会議に参加依頼のあつた包括的相談支援事業者は、原則参加する。

➢ 多機関協働事業との連携

多機関協働事業が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。

➢ 多機関協働事業からのつなぎ戻し

支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ。



(3) 実施体制

包括的相談支援事業を担うのは、小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、にしもろ基幹相談支援センター、こども家庭センター、小林市生活自立相談支援センターです。

これらの機関が下表の具体的取組を進めます。

包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

※ 次の表の事業が対象

主体	事業名	拠点設置数	内容
・長寿介護課 ・小林市 地域包括支援センター ・のじり 地域包括支援センター ・小林市西部 地域包括支援センター	地域支援事業交付金の包括的支援事業のうち、地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号～第3号）	3	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の実態把握、総合相談支援事業実施 ・権利擁護事業実施 ・包括的・継続的ケアマネジメント事業実施 ・地域包括支援センター運営実施 ・ケアプラン指導研修事業実施
・福祉課生活支援G ・小林市生活自立 相談支援センター	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金のうち、自立相談支援事業	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業（住居確保給付金含む）、家計改善事業、就労準備事業を一體的に実施 ・アウトリーチ員を1名配置
・福祉課障がい福祉G ・にしもろ基幹 相談支援センター	<必須>障害者相談支援事業の基本事業 <任意>地域生活支援事業補助金のうち、相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業＋住宅入居等支援事業）（障害者総合支援法第77条第1項第3号）	1	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携など、総合的な支援実施
・こども課	子ども・子育て支援交付金のうち 利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・【特定型】 待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を実施 ・【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を実施し、併せて、産後うつ等の多様なニーズに対応するための切れ目ない支援体制の構築

②多機関協働事業

(1) 事業概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、これまでの分野ごとの仕組みでは対応が困難な課題が複雑化、複合化した支援ニーズがある事例などに対して支援をします。

支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、支援が必要な方への支援をする機関等の役割分担のサポートやコーディネートを行う事業です。

(2) 具体的な取組

相談者の複雑化・複合化した課題を解決する体制づくりを行っていくため、重層的支援体制整備事業の周知啓発と関係機関における人材の育成を行います。

また、複雑化・複合化した課題に対して解決のための相談機関間の調整機能としての役割を果たし、事業を適切かつ効果的に実施します。

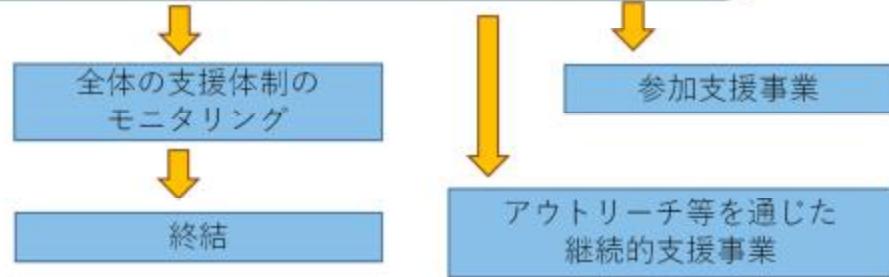
重層的支援定例会議

会議内で役割分担や課題等を整理し、紹介元や適切な機関等につなぐ。

- ・プランの適切性の協議
- ・プランの共有
- ・プラン終結時等の評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討



調整役
小林市福祉課
相談支援包括化推進員



◎多機関協働研修会議（年1回）

市内の相談機関・行政機関等が分野を超えて集まり、研修会への参加を通じて、重層的支援体制整備事業への理解を深め、複雑化・複合化した地域生活課題解決のための連携協働を推進させていきます。

<対象者>

市内相談機関 及び 市役所関係課

◎重層的支援体制整備担当職員配置

包括的相談支援事業所、市役所各課に担当職員を配置し、担当職員を中心に事業の周知と浸透を図ります。

◎包括的支援体制人材育成研修会

包括的支援体制を担う人材を育成するための研修会を行います。

- ・包括的支援研修相談支援編
- ・包括的支援研修地域づくり編

<対象者>

市内相談機関及び市役所関係課、地域づくり事業所、地域づくりに関心がある市民

◎「相談つなぐシート」利用マニュアル改訂及び活用

マニュアルの内容の見直しを行うとともに、関係機関への周知を行います。

◎重層的支援体制整備事業の周知、広報

相談支援パンフレット 広報誌

◎重層的支援代表者会議（年2回）

・重層的支援体制整備事業の中核となる機関(以下、「包括的相談支援事業所」)の代表者が集まり、事業を円滑に運営するために各機関の連携強化や包括的支援について協議します。

・重層的支援体制整備事業実施計画の内容について協議します。

<対象者>

市役所 福祉課、長寿介護課、こども課、健康推進課、

小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、小林市生活自立相談支援センター、にしもろ基幹相談支援センターの代表者

◎重層的支援定例会議（隔月）

・包括的相談支援事業所ごとに会議担当者による包括的相談支援事業所間のスムーズな連携を進めます。

・多機関協働事業・参加支援事業・アウトリーチ等事業が作成したプランの適切性の協議、プラン終結時等の評価をします。

・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討をします。

・重層的支援体制整備事業実施計画の内容について協議をします。

<対象者>

市役所 福祉課、長寿介護課、こども課、健康推進課、

小林市地域包括支援センター、小林市西部地域包括支援センター、のじり地域包括支援センター、小林市生活自立相談支援センター、にしもろ基幹相談支援センターの担当者

◎相談支援スキルアップ勉強会（隔月）

包括的相談支援事業所、地域づくり事業所及び相談事業所等の職員が、事例検討などを通してお互いに研鑽し合い、相談支援の資質を高めること、分野を超えた横のつながりを築いていくことを目的に行います。

<対象者>

包括的相談支援事業所、地域づくり事業所及び相談事業所等の職員

◎重層的支援個別会議（ケースごと）

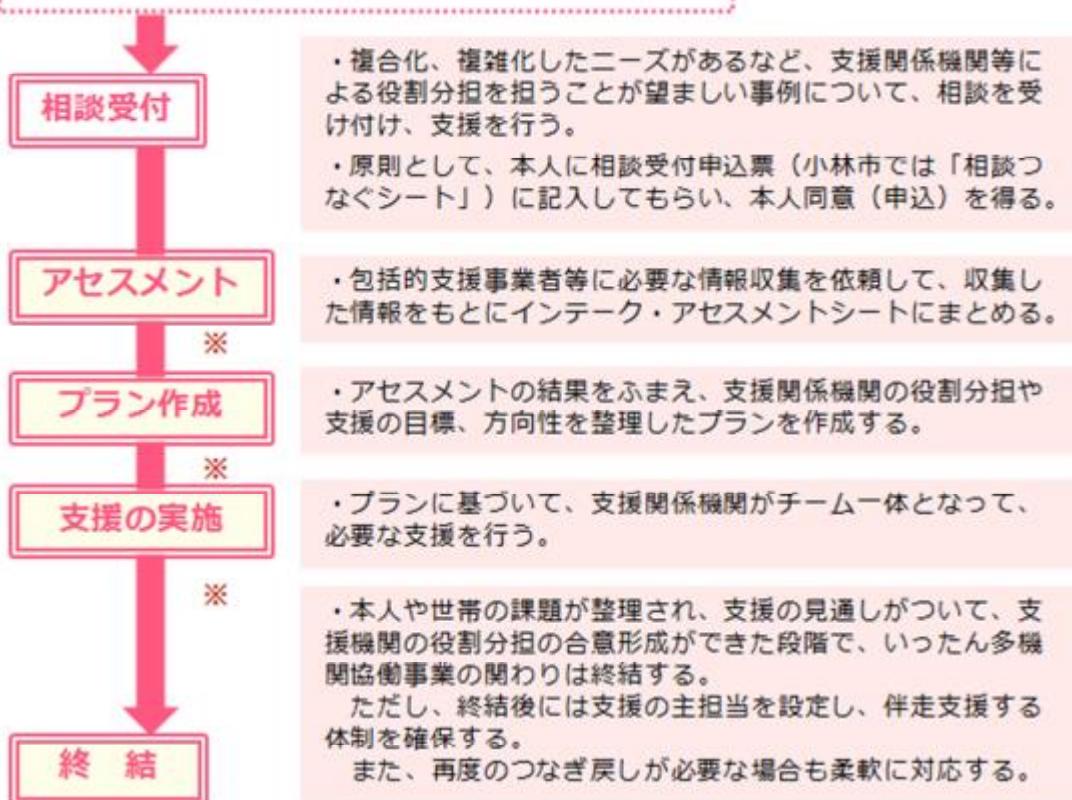
複雑化・複合化した課題を抱える世帯の支援を行います。

その世帯に関わる支援関係機関等が抱える課題の整理や役割分担、支援の方向性の整理等を行います。

- ・アセスメント、プラン作成、モニタリング、終結を共有・検討します。

多機関協働事業の事業内容（概略）

包括的相談支援事業者などからのつなぎ



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援定例会議において、関係機関と協議したうえで決定する。

（3）実施体制

多機関協働事業の実施主体は小林市で、小林市社会福祉協議会に委託し、包括的相談支援事業所や支援関係機関等と連携し実施します。

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（1）事業概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、社会や人との関わりが困難なために必要な支援が届いていない人に対し、本人との信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援を行います。

アウトリーチ等を通じて継続的な見守り支援を行い、要支援者との関係性を築く中、必要に応じて制度や支援に関する情報提供を行います。

（2）具体的な取組

支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、課題があるが支援が届いていない人を把握します。

本人やその世帯のつながりを形成し、伴走的支援を行います。

◎対象者支援

複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な方と信頼関係を構築し、つながりを作ることに力点を置きます。

- ・支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
- ・事前調整
- ・重層的支援個別会議の開催
- ・関係性構築に向けた支援
- ・家庭訪問及び同行支援
- ・アセスメント、プラン作成、モニタリング、終結の共有・検討

（3）実施体制

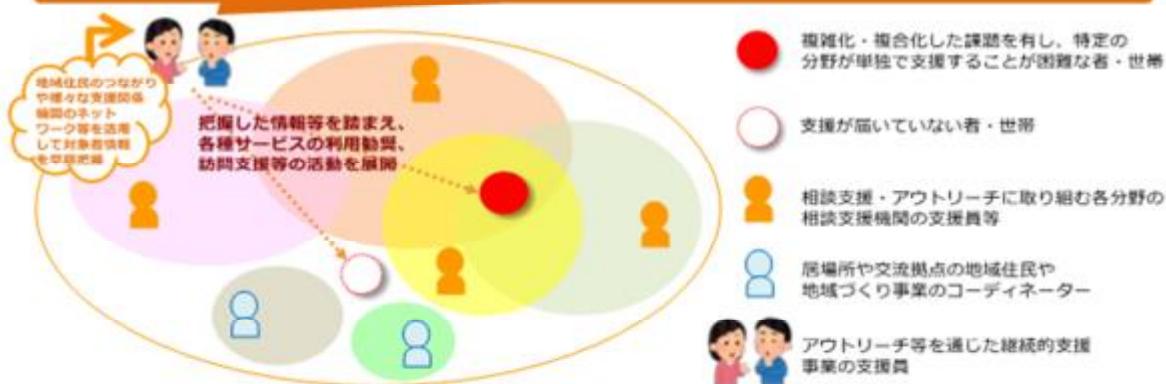
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施主体は小林市です。

小林市社会福祉協議会に委託して実施します。

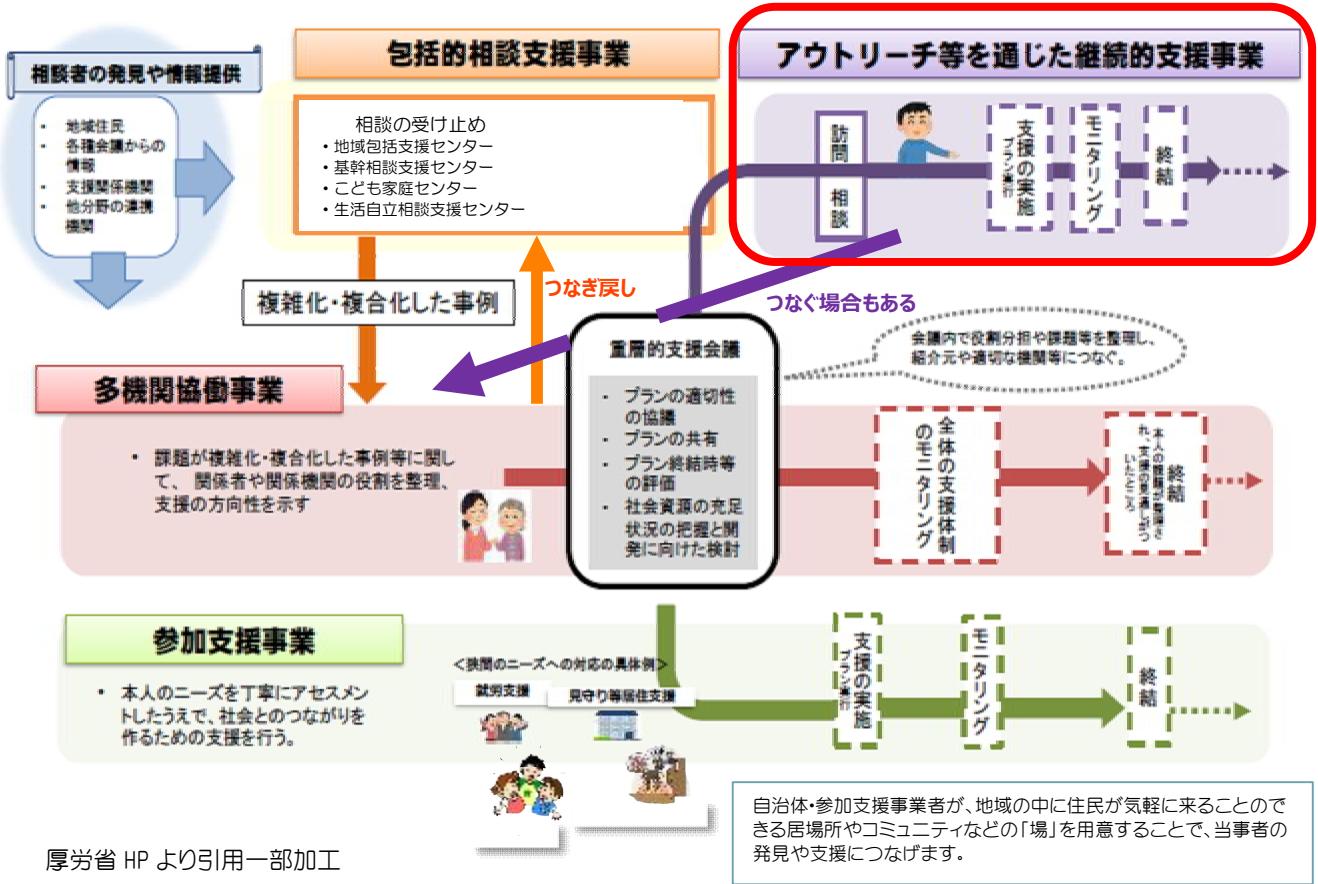
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者の考え方

- 高齢・障がい・子育て生活困窮分野で取り組まれているアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、すべての住民を対象とする
- 複雑化、複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯を主な対象として想定
- 支援が届いていない者・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援につなげていくため、地域住民のつながりや様々な相談支援機関等のネットワーク等を十分に活用して、対象者情報を早期把握

複雑化・複合化した課題を有する者・世帯、支援が届いていない者・世帯を早期に把握し、必要な支援を届けるための活動を展開



地域共生社会の実現に向けた取組① (厚生労働省) より引用 一部加工



④参加支援事業

(1) 事業概要

既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりに向けた支援を行います。ニーズや課題などを丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源を開拓し、それらのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。

マッチングした後、本人の状態やニーズに沿った活動ができているか、フォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

(2) 具体的な取組

既存の社会資源への働きかけとの拡充を図り、支援メニューを作ります。

本人や世帯の抱える課題を丁寧に把握し、社会資源や支援メニューへとつなげていきます。

◎対象者支援

相談につながった方に対し、社会とのつながりや参加を支援するため、本人に合ったサービスや活動を発掘し、マッチングを行います。

- ・重層的支援個別会議を開催します。
- ・アセスメント、プラン作成、モニタリング、終結を共有・検討します。

◎地域資源開発（居場所づくり・中間的就労）

既存の取組を活かし、世代や属性を超えて利用できる地域資源を開発します。

- ・多分野協働地域づくり事業連携会議(年2回)
- ・多分野協働地域づくり研修(年1回)

<対象者>

自治会、民生委員・児童委員、集いの場、校区地区社会福祉協議会、ボランティア、社会福祉法人、まちづくり協議会、企業、NPO、防災、農業、観光、環境、地方創生の関係者、地域づくり事業所

- ・カフェ等集いの場立ち上げ

◎ひきこもりサポーター養成講座実施（年1回）

ひきこもりの状態にある方やその家族を取り巻く状況を知り、地域でともに生きるよき隣人を増やすための講座を行います。

<対象者>

ひきこもり支援及び居場所事業に関心のある市民、市内の相談機関

◎ご近所サポーター養成講座（年2回）

ご近所サポーター養成講座

地域の中で困りごとを抱えた方に気づき、どう支援につなげていくかを住民目線で学び考える講座を行います。

<対象者>

一般市民

◎ひきこもり支援プラットフォーム会議（年2回）

社会参加に向けた支援を必要とする方に対する支援のため、市内の関係機関が集まり、情報共有や協議を行います。

<対象者>

学識経験者、市役所 福祉課、健康推進課、学校教育課、ハローワーク、若者サポートステーション、小林市生活自立相談支援センター、保健所、家族会等

◎ひきこもり家族会・居場所・不登校親の会支援

ひきこもりの状態にある方の家族や居場所等の地域資源が継続できるように、活動を支援します。

（3）実施体制

参加支援事業の実施主体は小林市で、小林市社会福祉協議会に委託して実施します。

⑤地域づくりに向けた支援事業

(1) 事業概要

地域づくり事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

地域における資源の開発やネットワークの構築、地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。

(2) 具体的な取組

地域の社会資源を評価した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、地域における住民主体の地域づくりの取組やネットワークの構築を目指します。

また、分野や領域を超えたつながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成の意識づけを行います。

社会資源の開発、既存の拠点等の利活用

(例)・多世代型のサロンや子ども食堂、コミュニティカフェ

- ・ボランティア育成
- ・農福連携
- ・学習支援
- ・一般企業との協働
- ・ひきこもり家族会

地域づくりに向けた事業の考え方

【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、主に以下の2点を内容とする。

・地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。（多様な「場」づくり）

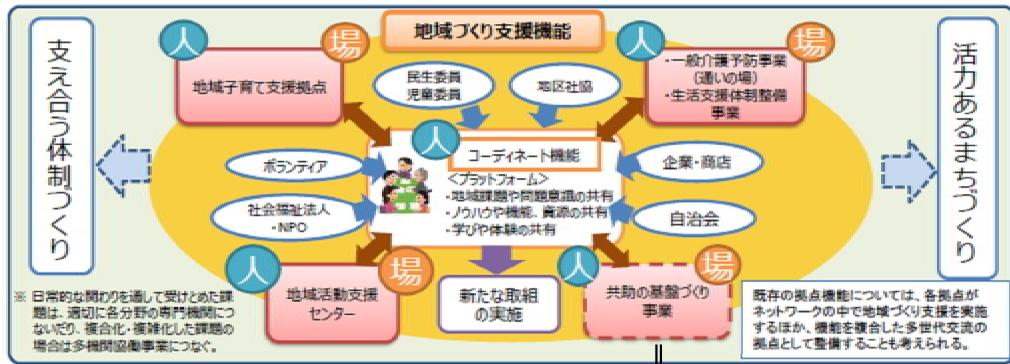
・地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な地域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネートの役割）

□ また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。

この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

【支援対象者】

□ その地域が居住地であるか否かにかかわらず、地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者



生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域共生社会の実現に向けた取組① (厚生労働省) より引用

(3) 実施事業

地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

※ 具体的には、次の表の事業が対象

主体	事業名	拠点設置数	内容
・長寿介護課 ・小林市 地域包括支援センター ・のじり 地域包括支援センター ・小林市西部 地域包括支援センター	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち地域介護予防活動支援事業	3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進センター養成講座開催 ・サポートフォローアップ講座開催 ・ボランティアポイント事業実施 ・サロン運営支援
・長寿介護課 ・小林市社会福祉協議会 ・のじり 地域包括支援センター	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条の45第2項第5号)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置 (第1層：1名、第2層：3名) ・生活支援地域づくり事業実施
・福祉課障がい福祉G ・地域活動支援センター あゆみの会 ・地域活動支援センター とんで～の	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	2	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供
・こども課 ・子育て支援センター チボリーノ館 ・子育て支援センター おひさま ・小林市野尻のびのび 子育て支援センター	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	3	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場と遊び場の提供 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び支援に関する講習等の実施 ・子育て支援センターの運営
・福祉課福祉総務G ・小林市社会福祉協議会	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (社会福祉法第106条の3第1項第1号及び第2号に規定する施策及び法第106条の4第2項第3号に規定する同号イからハまでに掲げる全ての事業を一括的に行う)	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティを形成する 「居場所づくり」 ・新たな交流の拠点を開設

4. 重層的支援体制整備事業における会議の役割

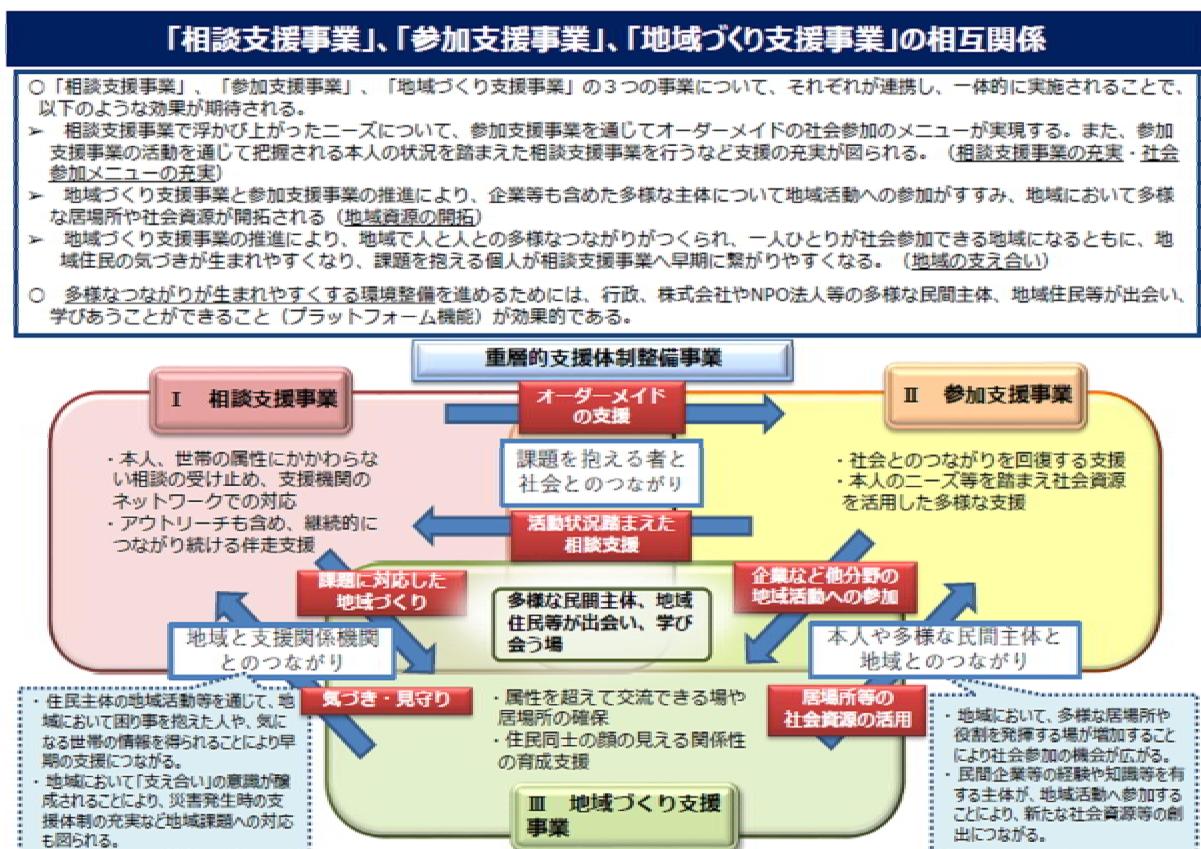
重層的支援体制整備事業において実施が義務付けられている重層的支援会議・支援会議は、その内容によって下表のとおり分類され、これらの会議は「重層的支援個別会議」といいます。

本市における会議の呼称と分類は下表のとおりです。

名 称	重層的支援代表者会議	重層的支援定例会議	重 層 的 支 援 個 別 会 議	
内 容	重層的支援代表者会議	重層的支援会議	重層的支援会議	支援会議
目的	複雑化・複合化した課題に対し、解決のため相談機関の調整役としての役割を果たす。事業を円滑に運営するために各機関の連携強化や包括的支援について協議する。個別支援会議から把握した地域課題に対応する社会資源が不足しているときに、その開発に向けた取組を協議する。	事業が円滑かつ適切に実施されるように関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等検討する。	複雑化・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑に行う。	複雑化・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑に行う。
相談者		本人同意あり	本人同意あり	本人同意なし
根 抱		社会福祉法第106条の4第2項5号	社会福祉法第106条の4第2項5号	社会福祉法第106条の6
開催頻度	年2回	隔月	随時	随時
参加者	福祉課・こども課・長寿介護課・健康推進課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活自立相談支援センターの代表者	福祉課・こども課・長寿介護課・健康推進課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活自立相談支援センターの担当者	相談者に関わる行政関係部署・相談機関・関係者等	相談者に関わる行政関係部署・相談機関・関係者等
所掌事務	・重層的支援体制整備事業実施計画の進捗や成果についての評価、分析及び協議 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	・各事業で作成したプランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・支援の経過と成果を評価し、各事業のプラン終結時の評価を行う ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	・複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換 ・複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討 ・その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項	・複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換 ・複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討 ・その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

5. 資料編

P5 ※1 3つの支援の関係性



地域共生社会の実現に向けた取組① (厚生労働省) より引用

P5 ※2 基本型事業

(厚生労働省令和3年3月31日発出 重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアルより抜粋)

■ 実施体制

重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を目指すものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、

- 既存の各分野の拠点のまま他の分野の支援関係機関と連携して対応する形態
- いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの

など、様々な形態が想定される。

既存の支援関係機関の専門性やこれまで積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かすとともに、地域の支援力の底上げを図る体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討する。

類型	内 容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
総合型事業・拠点	複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障がいのみ等4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	地域住民に身近な場所で相談に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定される。また、地域型事業・拠点は包括的相談支援事業の各事業の基準を満たす必要はないが、その活動は、実施市町村内の基本形事業・拠点又は総合型事業・拠点との連携体制を確保するとともに、重層事業実施計画や支援会議の仕組みを通じて、専門的なバックアップを受けながら実施されることが必要である。

令和5年3月策定

令和6年3月改訂